

平成27年第2回吉田町議会臨時会

# 吉田町議会会議録

平成27年5月11日 開会

}

平成27年5月11日 閉会

吉田町議会

## 平成27年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (5月11日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	2
○仮議席の指定	2
○議会議長選挙	2
○議長就任挨拶	4
○日程の追加について	5
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議会副議長選挙	6
○副議長就任挨拶	8
○議席の一部変更	8
○常任委員会委員の選任	9
○議会運営委員会委員の選任	10
○吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙	11
○榛原総合病院組合議会議員の選挙	12
○相寿園管理組合議会議員の選挙	13
○駿遠学園管理組合議会議員の選挙	13
○諸報告について	15
○議案第35号～議案第38号の一括上程、説明	15
○議案第35号の質疑、討論、採決	21
○議案第36号の質疑、討論、採決	22
○議案第37号の質疑、討論、採決	25
○議案第38号の質疑、討論、採決	25
○議員派遣について	27
○議会閉会中の継続調査について	27
○町長挨拶	27

○議長挨拶	28
○閉会の宣告	28

開会 午前 9時08分

○**議会事務局長（仲田京司君）** 改めまして、おはようございます。事務局長の仲田でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。本議会におきましては、三輪正邦議員が年長者でございます。臨時議長をお願いしたいと存じます。

それでは、臨時議長の三輪正邦議員を御紹介いたします。三輪正邦議員、議長席へ移動をお願いいたします。

○**臨時議長（三輪正邦君）** ただいま御紹介いただきました三輪正邦でございます。本臨時会に当たり、ただいま事務局長紹介のとおり、地方自治法第107条の規定によりまして私が臨時に議長の職務を行うことになりました。議長の選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位の御協力をいただき、無事任務を果たしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### ◎町長挨拶

○**臨時議長（三輪正邦君）** それでは、開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○**町長（田村典彦君）** 新しい議員の皆様のお顔に接し、うれしく思っております。これからの4年間、皆様と適度な緊張感を持って相対するわけでございますけれども、議事の結果というものが、常に町民の福祉の向上と町の発展につながるものであることを切に願ひまして、簡単でございますけれども挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○**臨時議長（三輪正邦君）** ありがとうございます。

---

◎開会の宣告

- 臨時議長（三輪正邦君） ただいまから平成27年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎仮議席の指定

- 臨時議長（三輪正邦君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

ここで暫時休憩とします。

これから全員協議会を行いますので、議員の皆さんは第2会議室へお集まりください。

当局の皆様には、ここで一度御退席いただいて結構でございます。改めて連絡しますので、再度、出席をお願いいたします。

休憩 午前 9時11分

再開 午前 9時35分

- 臨時議長（三輪正邦君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
- 

◎議会議長選挙

- 臨時議長（三輪正邦君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（三輪正邦君） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、三輪美由紀君及び2番、大石 巖君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、地方自治法第118条の規定により、単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（三輪正邦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（三輪正邦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（三輪正邦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次登壇して投票願います。

〔投票〕

○臨時議長（三輪正邦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（三輪正邦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人には、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（三輪正邦君） 選挙の投票結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票。有効投票のうち、大塚邦子君7票、藤田和寿君5票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、大塚邦子君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（三輪正邦君） ただいま議長に当選された大塚邦子君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定に従って当選の告知をします。

議長が決まりました。

以上で、臨時議長の職務は全部終了しました。御協力ありがとうございました。

大塚邦子君には御登壇され、御挨拶いただき、議長席にお着き願います。

---

### ◎議長就任挨拶

○議長（大塚邦子君） 大塚邦子でございます。一言、議長就任の御挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私、議員の皆様方の御推挙をいただき、吉田町議会議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、身に余る光栄に存ずる次第でございます。ここに、皆様の御推挙を受けました上は、身を挺してその御厚情に対してお報いするよう、覚悟を新たにしているところであります。

議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら、不偏不党、公正無私を旨として、言論の府として町議会が円満に運営されますよう、誠心誠意努力する所存であります。議員各位におかれましては、今後より一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上、重ねて皆様の御支援、御協力をお願い申し上げまして就任の御挨拶といたします。ありがとうございます。

ここからは、臨時議長にかわり議長が議事を進めます。御協力のほどよろしく願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

これから全員協議会を行いますので、第2会議室にお集まりください。

傍聴される方も同じようをお願いいたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前10時08分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

### ◎日程の追加について

○議長（大塚邦子君） お諮りします。

本日のこれからの議事日程について、お手元に配付のとおり追加日程第1から追加日程第18までを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、これからの議事日程について、お手元に配付のとおり追加日程第1から追加日程第18までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

### ◎議席の指定

○議長（大塚邦子君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚邦子君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員について、会議規則第121条の規定により、1番、三輪美由紀君及び2番、大石 巖君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（大塚邦子君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日5月11日の1日限りとしたいと思います。



これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日5月11日の1日限りと決定しました。

---

### ◎議会副議長選挙

○議長（大塚邦子君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大塚邦子君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定に従って、立会人に3番、遠藤孝子君及び4番、蒔田昌代君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は、地方自治法第118条の規定により、単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（大塚邦子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（大塚邦子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次登壇して投票願います。

〔投票〕

○議長（大塚邦子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人には、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（大塚邦子君） 選挙の投票結果を報告します。

投票総数13票、有効投票12票、無効投票1票です。有効投票のうち、増田剛士君6票、河原崎昇司君6票、以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票です。

以上の結果、増田剛士君及び河原崎昇司君の得票数は、法定得票数を超えており同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用してくじで当選人を決定することになっています。

増田剛士君及び河原崎昇司君がこの場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。

2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽せん棒で行います。

立会人は、くじの立ち会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。増田剛士君、河原崎昇司君、くじを引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（大塚邦子君） くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず初めに河原崎昇司君、次に増田剛士君、以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。河原崎昇司君、増田剛士君、順番にくじを引いてください。

〔「議長、どのような形で決着つくんですか、このくじは」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 1番が当選人となります。引いてください。

〔くじを引く〕

○議長（大塚邦子君） 席にお戻りください。

くじの結果を報告します。

くじの結果、河原崎昇司君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大塚邦子君） ただいま副議長に当選されました河原崎昇司君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定に従って当選の告知をします。

河原崎昇司君には御登壇いただき、副議長当選の御挨拶をお願いします。

---

#### ◎副議長就任挨拶

○副議長（河原崎昇司君） ただいま当選の栄をいただき、身に余る光栄なことであります。

私は大塚議長を補佐し、一生懸命頑張ります。また、各議員の活発な議会運営をお願いいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。皆さんの御支援、御協力をよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

---

#### ◎議席の一部変更

○議長（大塚邦子君） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

変更する議席番号及び氏名を事務局長から朗読させます。

事務局長。

〔議会事務局長 仲田京司君朗読〕

○議長（大塚邦子君） ただいま事務局長朗読のとおり、議席を変更します。

ここで暫時休憩とします。

御自分の氏名票をお持ちいただき、議席の移動をお願いします。

また、次の日程は常任委員の選任を行います。

このため、休憩時間中に全員協議会を開き、調整を行いますので第2会議室にお集まりください。

再開は、協議終了後となります。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時47分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎常任委員会委員の選任

○議長（大塚邦子君） 追加日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

この休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いします。総務文教常任委員会は第2会議室、産業建設常任委員会は第1会議室においてお願いいたします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告願います。

この報告があり次第、議会運営委員会委員の選任のための全員協議会を行うこととなりますので、よろしくをお願いします。

再開は、議会運営委員会委員の選任のための協議終了後といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前 11 時 57 分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

各常任委員会から正副委員長の互選結果の報告を受けました。その結果を報告します。

総務文教常任委員会の委員長に 5 番、山内 均君、副委員長に 4 番、蒔田昌代君。

産業建設常任委員会の委員長に 9 番、増田剛士君、副委員長に 1 番、三輪美由紀君。

以上のとおり、各常任委員会で決定されました。

ここに報告します。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長（大塚邦子君） 追加日程第 7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 5 条第 4 項の規定に従って、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員にはお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

この休憩中に議会運営委員会を第 1 会議室で開催し、委員会条例第 6 条第 2 項の規定に従って、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告願います。

なお、この休憩中に全員協議会を開催し、追加日程第 8 から追加日程第 11 までの各組合議員について協議をお願いします。

再開は、この組合議員についての協議終了後とします。

それでは、議会運営委員会を午後 1 時から行いますのでよろしく願いいたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 2時19分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

ただいま議会運営任委員会から正副委員長の互選の結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に6番、三輪正邦君、副委員長に3番、遠藤孝子君。

以上のおり決定された旨報告を受けました。

ここに報告します。

---

#### ◎吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙

○議長（大塚邦子君） 追加日程第8、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

吉田町牧之原市広域施設組合議会議員には3番、遠藤孝子君、5番、山内 均君、7番、

杉本幸正君、8番、市川陽三君、9番、増田剛士君、11番、八木 栄君、13番、大塚邦子君の7名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7名の議員が吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選しました。会議規則第32条第2項の規定により告知します。

---

#### ◎榛原総合病院組合議会議員の選挙

○議長（大塚邦子君） 追加日程第9、榛原総合病院組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

榛原総合病院組合議会議員には1番、三輪美由紀君、2番、大石 巖君、10番、藤田和寿君の3名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の議員が榛原総合病院組合議会議員に当選しまし

た。会議規則第32条第2項の規定により告知します。

---

#### ◎相寿園管理組合議会議員の選挙

○議長（大塚邦子君） 追加日程第10、相寿園管理組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

相寿園管理組合議会議員には6番、三輪正邦君、12番、河原崎昇司君の2名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました2名の議員が相寿園管理組合議会議員に当選しました。会議規則第32条第2項の規定により告知します。

---

#### ◎駿遠学園管理組合議会議員の選挙

○議長（大塚邦子君） 追加日程第11、駿遠学園管理組合議会議員の選挙を行います。



選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。  
お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

駿遠学園管理組合議会議員には4番、蒔田昌代君を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した4番、蒔田昌代君が駿遠学園管理組合議会議員に当選しました。会議規則第32条第2項の規定により告知します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催し、特別委員会の設置に関して協議をお願いします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 3時10分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

### ◎諸報告について

○議長（大塚邦子君） 追加日程第12、諸報告を行います。

本臨時会へ説明委員として委任または囑託され出席するものの職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで諸報告を終わります。

---

### ◎議案第35号～議案第38号の一括上程、説明

○議長（大塚邦子君） 会議規則第35条の規定により、追加日程第13、第35号議案から追加日程第16、第38号議案まで一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成27年第2回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について3件、人事案件について1件の合計4件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第35号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）でございます。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第151号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、平成27年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税の課税額において基礎課税額の課税限度額、後期高齢者支援金の課税限度額及び介護納付金の課税限度額をそれぞれ引き上げること及び国民健康保険税の軽減判定所得の引き上げによる軽減の拡充の見直しをすることなどの所要の改正を行うものでございます。

第36号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例等の一部を改正する条例）でございます。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第151号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、平成27年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、固定資産税の減免を拡充すること、住宅ローン減税の適用期限を延長すること、ふるさと納税の申告特例の規定を整備すること、軽自動車税の税率見直し及び地方税法の条ずれの改正に伴う条項番号整理等、所要の改正を行うものでございます。

第37号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第151号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、平成27年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法の一部を改正することに伴いまして、同条例で引用する条項番号の整理及び対象事項の追加等、所要の改正を行うものでございます。

第38号議案は、吉田町監査委員の選任についてでございます。本議案は、議会議員のうちから選任する監査委員に遠藤孝子氏を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の御同意をいたごうとするものでございます。

簡単でございますが、以上が平成27年第2回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。それでは御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

初めに総務課長、谷澤智秀君。

〔総務課長 谷澤智秀君登壇〕

○総務課長（谷澤智秀君） 総務課でございます。

総務課からは第38号議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の15ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、議会議員のうちから選任いたします監査委員に遠藤孝子議員を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

住所は吉田町大幡905番地の3、氏名は遠藤孝子、生年月日は昭和24年3月4日、66歳でございます。

以上が、総務課から提案いたします38号議案の説明でございます。甚だ簡単ではございますが、よろしく願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 次に、税務課長、松浦伸子君。

〔税務課長 松浦伸子君登壇〕

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第36号議案、第37号議案について御説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、その一部が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、第36号議案につきましては吉田町税条例等の一部を改正する条例を、第37号議案につきましては吉田町都市計画税の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御承認をお願いするものでございます。

初めに、第36号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例等の一部を改正する条例）から御説明申し上げます。

提出議案の4ページから11ページと参考資料ナンバー2をあわせてごらんいただきたいと存じます。参考資料に沿って御説明させていただきます。

参考資料の1ページから2ページをごらんください。

第31条の改正は、法人町民税均等割額の税率適用区分である資本金等の額について改正が行われたことに伴い、改正を行ったものでございます。

3ページをお願いいたします。

第48条、第50条の改正は、法人税法の改正に伴う引用部分の項ずれに伴う改正でございます。

4ページ、5ページをごらんください。

第57条、第59条の改正は、地方税法の改正に伴う条ずれに伴い、改正を行うものでございます。

第71条の改正は、一般的用例に基づく文言の改正でございます。

続きまして、附則の第7条の3の2の改正でございますが、消費税率引き上げ時期の変更を踏まえて、個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間が平成29年末から平成31年6月30日まで1年半延長されたことによる、適用年度に係る改正を行うものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。

第9条の2の改正は、ふるさと納税の申告手続の簡素化等、ふるさと納税の申告特例の創設及び特例控除額の額税に伴う改正でございます。

第10条の2の改正は、法律で定める範囲内で特例率等を選択できるわがまち特例制度を導入し、固定資産税の課税標準の特例率を規定したものでございます。

4項は、公害防止用の下水道除外施設に係る課税標準を4分の3とするものでございます。

5項は、管理協定が締結された津波避難施設の家屋に係る課税標準を2分の1とするもので、6項は、管理協定が締結された津波避難施設の償却資産に係る課税標準を2分の1とするものでございます。

7項、8項は、地方税法の改正に伴う項ずれにより、改正を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

9項は、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準を2分の1とするものでございます。

第11条の2の改正は、固定資産税の土地の価格の特例について、現行の措置を平成29年度まで延長することによる改正でございます。

9ページをごらんください。

第12条の改正は、宅地に係る負担調整措置を平成29年度まで延長することに伴う改正でございます。

11ページをお願いいたします。

第13条の改正は、農地に係る負担調整措置を延長することに伴う改正でございます。

第15条の改正は、特別土地保有税に係る課税の特例を延長することに伴う改正でございます。

12ページをごらんください。

第16条は、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その環

境性能に応じたグリーン化特例を導入することに伴い、軽自動車税の税率の特例が創設することによる改正でございます。

第1項は、電気自動車及び天然ガス自動車について規定したもので、軽減率はおおむね75%でございます。

第2項は、平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車または平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上の貨物用軽自動車等について規定したもので、軽減率はおおむね50%でございます。

第3項は、平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車または平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用軽自動車等について規定したもので、軽減率はおおむね25%でございます。

15ページをごらんください。

第1条、第3条の改正は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとなっていた原動機付自転車、二輪車に係る税率の引き上げの適用開始が1年間延長されたことに伴う改正でございます。

16ページをごらんください。

第5条の改正は、軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されることに伴う改正でございます。

続きまして、17ページをごらんください。

附則第1条で、施行期日を定めております。

第2条で、町民税の適用区分について定めております。

第3条で、固定資産税の適用区分について定めております。

第4条で、軽自動車の税率特例の適用が平成28年度分について適用されることについて定めております。

以上が、吉田町税条例等の一部を改正する条例の改正内容でございます。

続きまして、第37号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

提出議案の12ページから14ページまでと参考資料のナンバー3をあわせてごらんください。

参考資料1ページをごらんください。

第2条の改正は、地方税法の改正に伴い、対象条項を追加することによる改正でございます。

1 ページから 4 ページの附則第 2 項から第 7 項までの改正は、固定資産税と同様に負担調整率措置等が延長されたことに伴う改正でございます。

第11項の改正は、関連する条項につきまして、地方税法の改正に伴う条項ずれに伴い、改正するものでございます。

附則第 1 項では施工期日を定め、第 2 項では都市計画税の適用区分について定めております。

以上、簡単でございますが御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） 次に、町民課長、久保田千江子君。

〔町民課長 久保田千江子君登壇〕

○町民課長（久保田千江子君） 町民課でございます。

町民課からは第35号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）につきまして御説明申し上げます。

議案書の 1 ページから 3 ページと参考資料ナンバー 1 の新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第 2 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）が平成27年 3 月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として平成27年 4 月 1 日から施行することとされたことに伴い、地方自治法第179条第 1 項の規定により、平成27年 3 月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税をより負担能力に応じた負担とする観点から、基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分の課税限度額を引き上げる改正と、経済動向等を踏まえ、5割軽減と 2割軽減の軽減判定所得の算定基準を引き上げる改正でございます。

第 1 条、吉田町国民健康保険税条例の一部改正では、国民健康保険税条例第 2 条、課税額において、第 2 項、基礎課税額に係る課税限度額を51万円から52万円に、第 3 項、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に、第 4 項、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に改めるものでございます。

次に、第23条、国民健康保険税の減額では、基礎課税額に係る課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に改めるとともに、応益分保険料の減額に係る軽減判定所得の算定におきまして基準を改めるもので、同条第 2 号中、被保険者及び特定同一

世帯所属者 1 人につき 24 万 5,000 円を 26 万円に、同条第 3 号中、被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 45 万円を 47 万円に改めるものでございます。

次に、第 2 条、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正では、平成 25 年吉田町条例第 21 号の附則第 1 項にただし書きを加え、附則第 14 項の改正規定中、配当所得を利子所得配当所得及び雑所得に改める部分の施行日を、平成 28 年 1 月 1 日に改めるものでございます。

次に、附則により、第 1 条でこの条例の施行期日を定め、第 2 条で適用区分を定めるものでございます。

以上が、平成 27 年 3 月 31 日に専決処分をさせていただきました吉田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についての説明でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（大塚邦子君） 以上で説明が終わりました。

---

### ◎議案第 35 号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 追加日程第 13、第 35 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。



お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### ◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 追加日程第14、第36号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番。今回全協がないものですから、数字的なこと、内容確認について本会議で質問することをまずもって許していただきたいんですけどもよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） はい、どうぞ。

○10番（藤田和寿君） 参考資料ナンバー2の7ページでございます。

附則の第15条で、説明の中で下水道関係と津波避難タワーに係るということで、そういったことが新たに固定資産税の減免になるということでよろしいと思うんですけども、該当される場所で、今回のこの法律施行に伴って該当される方への配慮とか、どのぐらいの規模がいらっしゃるか、それについて答弁のほどお願いします。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） ただいまの御質問でございますが、まず、下水道処理施設にかかわりますものにつきましては、現在該当するところはありません。それから、その下の津波避難施設の家屋につきましても同じように、償却資産につきましても、こちらにつきましては、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において管理協定されたものということになっておりまして、現在のところ町で該当するものはございません。ですが、これからそういう状況になることも考えられますので、広報等を通じてお知らせはさせていただきますと考えております。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

そうしますと、今回のこの法律の改正で、今後そういったような形で津波避難施設を提供するということがある場合は、インセンティブ的な面でそういったものを補助するということを行っていくという意味合いの改正も含まれているということですね。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） まず、前提に先ほど申し上げました津波災害警戒区域に指定するということがございますので、その区域に指定された後にはそういう状況になるということでございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

そうしますと、今その指定された地域は、吉田町にはないということですか。今後、スルガさんの避難施設、本橋テープさんの屋上とか避難協定されているところもあるわけで、そういったものに関しては、今後そういった指定を町が行うことによって減免していくといったことも、そのような方向で行くということよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 津波災害警戒区域につきましては、全国でも指定されているところは少ないとお聞きしております。そういう指定がされれば、当然減額の特例措置をとらせていただくということでございます。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番、藤田です。

そうしますと、国が指定をしない限りできないということですか。町が指定するというところで、第4次想定等々でうちの町、防潮堤等々変わる可能性もございますけれども、現在のところどういった認識であるのか。町ではそういったところを指定するつもりなのか、それとも国がないということで、法律が施行されたばかりですからまだ全国的に例はないということですが、今後においては、そういったものについては積極的にしっかりした防御ができるまではしていくということなんですか。そうすると、すごい意味合いが変わってくるんですよ。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 今、税務課長のほうから話があったように、指定されて

いるところは全国でございませぬ。今進めているところは焼津というところで、今一生懸命進めているわけですが、何してもまだ始まったばかりという話ございませぬ。これについてはうちのほうも考えてはいるわけですが、いろいろな問題があります。地価の問題、指定することによって地価が下がる可能性もございませぬ。そういうことも考えていますので、なかなかそれを踏み込んでいくかというのはまだ検討があると思っております。また、指定に当たっては町を指定していくわけですが、県と協議を進めながら進めていくという話になってくると思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） 10番、藤田和寿君。

○10番（藤田和寿君） 10番です。

今後のことについては、そういったことも含めて特段なるいろんな意味合いのものになると思われませぬが、配慮されて広報していくということで、指定するに当たってはそれぞれのところと協議しながら行っていくということでよろしいですか。

○議長（大塚邦子君） 防災課長兼防災監、大石悦正君。

○防災課長兼防災監（大石悦正君） 議員の皆さんも御存じのとおり、今うちのほうは命を守る対策ということで避難タワーを設置しました。財産生産活動を守る対策という話の中で、今防潮堤の整備を進めているという中で、指定していくことがいいのか悪いのかということもありますので、今後検討させていただくということになると思っています。

以上です。

○議長（大塚邦子君） ほかに質疑はありませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

反対討論はありませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めませぬ。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 追加日程第15、第37号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（大塚邦子君） 追加日程第16、第38号議案 吉田町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、3番、遠藤孝子君の退場を求めます。

ここで暫時休憩とします。

[ 3 番 遠藤孝子君退場]

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時43分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚邦子君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚邦子君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

3番、遠藤孝子君の入場を許します。

ここで暫時休憩とします。

[ 3 番 遠藤孝子君入場]

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時44分

○議長（大塚邦子君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◎議員派遣について

○議長（大塚邦子君） 追加日程第17、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のおおりに、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣についてはお手元に配付してあります議員派遣の件のおおりに派遣することに決定しました。

---

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大塚邦子君） 追加日程第18、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおりに、議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のおおりに、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚邦子君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のおおりに、議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎町長挨拶

○議長（大塚邦子君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 本日は先般の町長選で選ばれた議員によって、新しい会の人事等が決まったものと思います。私が知り得るものは、後ろにいる議長に大塚議員、それから監査委員に遠藤議員が決まったこと以外はまだわかりませんが、慣例によってはこの町は2年ごとにかわっていくと聞いております。2年間は交代制でいくわけですので、ぜひとも私が最初の挨拶で申し上げましたように、議事というものは、最終的には町民の福祉の向上と町の発展に資するものでなければならないと私は思っております。ぜひともそのような心構えで、議員の皆様にも議事に当たっていただきたいと思っております。

最後に、こんな言葉がございます。「重箱の隅をつつく者は重箱に飯を盛ることはできない」と、これが昔から言われている言葉だそうです。重箱の隅をつつく者は重箱に飯を盛ることはできないと、重箱というものは飯を盛るものでございまして、重箱の隅をつつくものではないというふうに言っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚邦子君） ありがとうございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（大塚邦子君） 閉会に当たり、一言お礼申し上げます。

本臨時会は、選挙後初めての議会でもございまして、今後の議会運営に重要かつ必要な事項について、議員各位の御協力により、長時間にわたりましたが、慎重なる審議をいただき無事決定することができました。心から厚くお礼申し上げます。

ふなれな議長でございますが、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大塚邦子君） これをもって、平成27年第2回吉田町議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。御苦労さまでした。

閉会 午後 3時47分